

「訪問看護」重要事項説明書

1. ステーションの概要

- ・名称 訪問看護ステーションアルク
- ・開設年月日 平成 24 年 5 月 18 日
- ・所在地 愛媛県松山市小坂 4 丁目 3 番 20 号 Luft 小坂 1F
- ・電話番号 089-906-3752
- ・ファックス番号 089-906-3753
- ・管理者名 高松 佐恵子
- ・介護保険指定番号 訪問看護 (3860191323 号)

2. 事業の目的

株式会社 イクシオ が開設する 訪問看護ステーションアルク (以下「ステーション」という。) が行う指定訪問看護事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、その他の従業者 (以下「看護師等」という。) が、居宅要介護者等の状態であり、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた患者に対して、住み慣れた地域社会で療養が出来るように医学的管理のもとに医療保険各法 (指定訪問看護) 及び介護保険法の趣旨に従って、看護、リハビリテーションを提供し、在宅医療の積極的推進を図ることを目的とする。

3. 運営の方針

運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態になることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 自ら提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう、妥当適切に行う。
- (4) 訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (5) 訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う。
- (6) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (7) 関係市町村、医療・福祉サービス等との連携を密にし、利用者に快適な生活環境を用意できるように努める。

4. サービス内容

- ・病状・障害の観察
- ・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ・食事及び排泄等の日常生活の世話
- ・褥創の処置及び予防の指導
- ・カテーテル等の管理
- ・リハビリテーション
- ・療養生活や介護方法の指導
- ・24時間対応体制

- ・ターミナルケア体制
- ・その他医師の指示による医療処置

尚、日程等につきましては、居宅介護支援事業者が作成したサービス提供票によります。

5. 営業日及び営業時間

① 営業日

月曜日から金曜日までとします。

(但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までは除く。)

※土・日曜日、祝祭日は別途相談。

営業時間

月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分です。

尚、通常の営業日、営業時間外のご希望についても、対応致します。

緊急時は、24時間対応致します。

早朝・深夜訪問については加算を頂きます。

6. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、松山市(島しょ部を除く。)、東温市、伊予市、伊予郡松前町、伊予郡砥部町です。

尚、通常の事業の実施地域以外のご希望についても、対応致します。

7. ステーションの職員体制

管理者 常勤1名

看護職員 3名以上(常勤換算) ※うち1名以上は常勤

理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 1名以上

8. 利用料金

(下記は介護保険負担割合証が1割の方の料金です。2割負担の方は下記の料金に2を乗じた金額、3割負担の方は下記の料金に3を乗じた金額です。)

②	所要時間 20分未満の場合	314円
③	所要時間 30分未満の場合	471円
④	所要時間 30分以上1時間未満の場合	823円
⑤	所要時間 1時間以上1時間30分未満の場合	1,128円
⑥	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護 所要時間 1回あたり 20分	294円
⑦	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 1月につき	2,961円
⑧	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 1月につき 要介護5	3,761円

- ・ 所要時間は、実際に要した時間ではなく、訪問看護計画に位置付けられた内容を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定します。
- ・ 准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定します。

- ・ 訪問看護ステーションの看護師が訪問看護を行った場合は上記①～④です。
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問看護を行った場合の料金は、上記⑤です。
1日に2回を超えて訪問看護を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定します。1週間に6回を限度に算定します。
- ・ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問は、その訪問が看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに行うものです。そのため、リハビリのみの利用であっても、利用者様の心身の状態を評価する観点から、初回の訪問は看護職員が行うことを原則とします。また、利用開始後も適切な利用者様の心身の状態の評価のため、概ね3カ月に1回程度、看護職員が訪問させて頂きます。

【加算・減算について】

- ・ 緊急時訪問看護加算は、600円/月です。
- ・ 特別管理加算は、特別管理加算(I)500円/月、特別管理加算(II)250円/月です。
※下記参照。
- ・ 初回加算は300円/月です。
- ・ 退院時共同指導加算は600円/月です。
- ・ 看護・介護職員連携強化加算は250円/月です。
- ・ 訪問看護ターミナル加算は、2000円(死亡月)です。
- ・ 中山間地域等への訪問看護提供加算は、利用料金に5%加算です。
- ・ 夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)の場合は、利用料金に25%加算、深夜(22時～翌6時)の場合は50%加算です。
- ・ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合等)、30分未満254円/回、30分以上402円/回加算です。
看護師等と看護補助者(訪問看護を担当する看護師の指導の下に、療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓といった看護業務の補助を行う者)が同時に訪問看護を行う場合、30分未満201円/回、30分以上317円/回加算です。
- ・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合に特別指示にて医療保険での訪問をした期間 1日97円の減算です。
- ・ 理学療法士等による訪問看護は、前年4月から当該年3月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合、80円の減算です。

特別管理加算(I)	500 単位/月	特別3 理加算(II)	250 単位/月
在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態		在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理	
在宅気管切開患者指導管理を受けている状態		在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理	
気管カニューレを使用している状態		在宅成分栄養経管栄養法指導管理	
留置カテーテルを使用している状態		在宅自己導尿指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理	
		在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	
		在宅肺高血圧症患者指導管理	
		人工肛門または人工膀胱を設置している状態	
		真皮を越える褥瘡の状態	
		点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	

- ・ 通常の実施地域を越えて訪問した場合には、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費をご負担頂きます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を頂きます。
※実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル毎 30円
(但し平成28年8月14日時点で訪問看護ステーションアルク今治を利用していた利用者を除く。)
- ・ 死後の処置料は、14,850円(税込)です。

9. 支払方法

- ・ 前月料金の合計額を、その月の20日までにお支払い下さい。確認後、領収証を発行致します。
- ・ お支払方法は、現金、もしくは口座振り込み(その場合の手数料は利用者様負担となります。)にてお願い致します。

10. 事故発生時の対応について

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その内容・経過等を記録に残し、損害賠償を速やかに行うように致します。

11. 要望及び苦情等の相談

- ・ サービスについての要望や苦情などは、お気軽にご相談ください。

苦情相談担当者 高松 佐恵子
連絡先 TEL 089-906-3752
FAX 089-906-3753

- ・ 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てが出来ます。

松山市役所 指導監査課	所在地 松山市二番町4-7-2 TEL:089-948-6968	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分
愛媛県国民保険団体連合会	所在地 松山市高岡町101-1 TEL:089-968-8700	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分

12. 虐待防止に関する事項

ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止・身体拘束等適正化委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置

- (6) サービス提供中に事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町等に通報するものとします。
- (7) 前6号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
虐待防止責任者 高松 佐恵子
連絡先 TEL 089-906-3752
FAX 089-906-3753

13. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避ける為、次の事項にご留意ください。

- (ア) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは出来ませんのでご了承ください。
- (イ) 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために、療養上の世話や診療上の補助を行うこととされています。
- (ウ) 看護師等は、利用者以外の同居の家族の方に対する訪問看護サービスは行えません。
- (エ) 看護師等に対する贈り物や飲食等のおもてなしは、固くお断りいたします。
- (オ) サービス提供予定日に体調不良及び私用等によりサービス提供が受けられない場合は、サービス開始予定時間までに担当者までにご連絡下さい。